

# 第42回米国食品衛生調査団 参加のご案内

旅行期間:2018年11月4日(日)~11月10日(土)5泊7日間

【研修テーマ(予定)】

- ◆米国におけるHACCPシステムの取り組みと現状
- ◆米国食品安全強化法の最新事情 等

視 察 企 画： 公益社団法人日本食品衛生協会  
協 賛： 一般財団法人日本食品分析センター  
一般社団法人食品衛生登録検査機関協会  
旅行企画・実施： 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス  
第1営業支店

観光庁長官登録旅行業第1944号 一般社団法人日本旅行業協会正会員  
ボンド保証会員 旅行業公正取引協議会会員



# 第42回米国食品衛生調査団参加のご案内

## 第42回米国食品衛生調査団参加のご案内

当協会の事業運営に関しましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昭和46年以来、全国の食品衛生行政当局をはじめ、食品衛生登録検査機関ならびに食品関連企業の皆さまのご支援を賜り実施してまいりました諸外国の食品衛生調査につきましては、おかげをもちまして第42回目の編成を企画する運びとなりました。これも一重に皆さまのご支援の賜物と心より感謝しております。

HACCPに沿った衛生管理の制度化が本格化するなか、今回の米国食品衛生調査団につきましては、HACCP先進国である米国の取り組みと現状、食品安全強化法の最新状況のほか、食品製造施設におけるHACCP導入状況等について幅広く視察し、調査を行う予定です。また、食品関連団体における普及の取組みについても調査を行う予定です。訪問施設としては、連邦政府機関、地方行政機関、食品製造施設、食品関連団体等における視察を企画することとしております。

食品の衛生管理に関する消費者の意識の高まりが目覚ましく、食品等事業者の責務が大きく問われる今日、本趣旨をご理解いただき、より多くの方々にこの機会をご活用いただきますようご案内申し上げます。

公益社団法人日本食品衛生協会

訪問都市	訪問施設(予定)	調査概要(予定)
ワシントンD.C.	FDA 食品業界団体	HACCPシステムの取組みと現状、 米国食品安全強化法の最新状況 業界団体におけるHACCP普及の状況
ロサンゼルス	地方行政機関 食品企業	HACCPシステムの普及・導入状況

※調査概要が変更する場合がございます

## 募 集 概 要

1. 視察企画 公益社団法人日本食品衛生協会
2. 申込締切 8月31日(金)
2. 最少催行人員 15名様
3. 旅行期間 2018年11月4日(日)～2018年11月10日(土) 5泊7日
4. 旅行代金 532,000円(航空機エコノミークラス利用・2名様1室ツイン利用)  
\* 燃油サーチャージ(目安:21,000円 2018/6/4現在)  
および国内空港施設使用料・旅客保安サービス料(2,610円)・海外空港諸税(7,520円)が別途必要となります。
5. 訪問国 米国
6. 視察内容 上記の訪問予定施設をご参照ください。



# 募集要項・ご旅行条件書

- 旅行期間 2018年11月4日(日)～11月10日(土) 5泊7日
- 最少催行人員: 15名様 ■添乗員:全行程同行ります。 ■申込締切日: 2018年8月31日(金)
- 旅行代金に含まれるもの
  - ①航空運賃:日経表に記載された区間(エコミークラス)。(※この運賃:料金は、運送機関の課す付加運賃:料金を含みません。付加運賃:料金は同様の水準の異なる変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらゆる旅行客に一律に課されるものを含めません。)
  - ②宿泊代金:ホテル・ツインルーム(2人部屋)利用バス・トレ付 ③食費:代金:朝1回、昼1回、夕1回の3回に機内食を含められます。
  - ④視察費用:日経表に記載の視察期間利用バス⑤視察料金:日経表に記載の視察料金のガイド、視察料金⑥バス代金:空港ホテル間の送迎バス代金、視察バス代金 ⑦団体行動中の税金・チップ ⑧乗車運賃代金:お一人につき一個のスケジュールなど(ただしバス代金は航空会社の規定内、詳しくは保員におたずね下さい。) ⑨添乗員代金 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたします。

- 旅行代金算出基準日:2018年6月4日
- 旅行代金に含まれないもの
  - 上記以外に旅行代金に含まれてませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
  - ①旅券印紙代:紙証有効期限5年もの:¥11,000有効期限10年もの:¥16,000 ②個人的性格の費用(飲食物、クリーニング代、電話代 ③手荷物超過料金) ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意の海外旅行傷害保険料 ⑥国際線/成田空港施設使用料2,090円、旅客保安サービス料520円、米空港空渡料7,520円 ⑦運送機関の課す付加運賃:料金 燃油サーチャージ、航空旅客料特別料金21,200円 ⑧出入国記録簿作成代金 ⑨渡航手続代行料金(1)旅券申請書の作成代金(4,200円)(2)日本の税関申告書の作成および旅券:査証有効性確認(4,200円)

- 上記の換算額は2018年6月4日現在の三菱東京UFJ銀行売渡レート/¥1.00=112円を基準にしています。(航空会社の定める付加運賃:料金、空港施設、査証代:申請費用等が変更された場合、増額になった場合は不足分を徴収し、減額になった場合はその分を返金します。また為替レート変動により過不足が生じても精算いたしません)
- 渡航手続代行料金
  - 1. 旅券(パスポート)

帰国時まで有効なもの、ただしJIS(旅券(e-passport))であること。(ビザウエーバープログラム)により米国に入国する場合は、旅券の残存期間が90日以上ある入力は90日間の滞在が許可されます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券申請等はお客様の責任で行ってください。お客さまのご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることもできます。

- 2. 査証(ビザ)
  - 一定の条件を満たしている方は事前に電子渡航認証(ESTA)の取得することで無査証でご入国いただけます。現在お持ちの旅券が今回の旅行に有効かどうかの確認、旅券:電子渡航認証(ESTA)の取得はおお客様の責任で行ってください。ESTAを取得できなかった場合は米国査証の申請が必要ですが、査証取得まで1ヶ月以上要する場合があります。ご出発までご査証が取得できない場合、旅行契約を解除させていただきます。その場合の出国料はお客さま負担となります。なおこれらは、お客さまご希望により別途渡航手続代行料金をいただいてお受けすることができます。
  - \*上記旅券:査証について日本国籍以外の方は各自:渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問合せください。
- 3. 渡航手続代行料金
  - この旅行の参加にあたっては、旅券、ESTA(電子渡航認証)、米国および日本の税関申告書が必要ですが、当社でそれらの作成手続きを代行する場合の料金は下記のとおりです。代行を希望されない場合はお申し出下さい。
  - (1) 旅券申請書の作成代行 4,320円
  - (2) 米国のESTA(電子渡航認証)の登録または確認・修正および確認証の発行、または内容の確認 4,320円
  - (3) 米国のESTA(電子渡航認証)の登録もしくは確認・修正と確認証の発行または登録内容の確認、米国および日本の税関申告書の作成代行(米国・旅券の有効性確認 6,480円)
  - (4) 米国および日本の税関申告書の作成代行並びに旅券:査証の有効性確認 5,400円
  - \*上記金額には、消費税(8%)は含まれておりません。旅券:印紙代(有効期間10年:16,000円、5年:11,000円)等は含まれておりません。
  - \*上記金額にはESTA申請料14US\$は含まれておりません。なお、ESTA申請が拒否となった場合でも上記渡航手続代行料金はかかりません。この場合ESTA申請料4US\$となります。

- \*弊社にてESTA(電子渡航認証)の登録、確認、修正後、または税関申告書の作成後に旅行の取消をされた場合は、旅行本体の取消料の他に、ESTA申請料および上記渡航手続代行料金を追加いたします。
- \*日本国籍以外の方は、弊社に査証取得のご依頼をされた場合は渡航手続代行料金が異なります。

- お申し込み
  - (1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金をご指定の口座にお振込みください。
  - \*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。
  - お客さまが旅行申込書にお客さまのローマ字名を記入される時は必ず記載されているお名前をご記入ください。お客さまの氏名が誤って記入された場合は航空会社の発行元のほか、宿泊機関等への連絡が必要となります。この場合、当社がお客さまの交換に準じてお支払いいたします。なお、運送:宿泊機関により、氏名のご訂正が認められず、旅行契約を解除した上で交換する場合がございます。この場合、所定の取消料(※取消料のみの場合)に記載させていただきます。また、氏名の他(性別、年齢、国籍などが誤った場合も同様となりますので、ご注意ください)。
  - (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日(翌日から起算して3営業日以内)に申込書の提出と申込金の支払いが必要で、申込金をお振込みください。(キャンセルされる場合はご連絡願います。)
  - (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬利用者の方の他の特別な配慮を要する方は、その旨をお申し出ください。これは可能な範囲内でこれに成ります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客さまのために講じた特別な措置に要する費用はおお客様の負担となります。
  - (4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)\*15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要ですが、
  - (5)本旅行は単独日本(本ツアー)リストコーポレートビジネスが企画・募集し実施する旅行であり、参加される方は当社と企画旅行会社を結んでいただきます。契約は、当社と参加の上記申込金の受理をもって成立するものと、成立日は弊社が申込金を受理した日となります。
  - (6)運賃契約により旅行契約の締結を希望されるお客様の旅行条件

- (7)当社は、当社が提供するウェブサイト(以下「提供会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なしで旅行代金をお振込みされたお客様(以下「通信予約」といいます)を条件に、電話、郵送、フックミエの他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提供会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合も御座ります。

- (8)通信予約の申込みの際、会員は申込みをしようとする企画旅行の名称「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- (9)通信予約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発送した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知がメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着した時に成立いたします。
- (10)契約内容のカード利用日は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日と、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日となります。

- 海外情報が出発まで実施する事項
  - 「海外情報」は、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出発している場合があります。お申し込みの際に「海外危険情報」に関する書面をお渡します。また、下記の外務省「外務省海外安全ホームページ」http://www.pubanzen.mofa.go.jp/でもご確認ください。

- 渡航先が海外危険情報が発出された場合の中止について(1)十分注意して下さい)通常通り旅行しますが、当社にて渡航情報(危険情報)の書面をお受け取りいただき、契約成立後に取り消されれば、所定の取消料をお支払いいただきます。

- (2)渡航の是非を検討してください)当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、原則履行いたします。その場合、当社は渡航情報(危険情報)並びに、危険回避措置に関する説明を行う「書面」をお送りいたします。書面を受け取り説明を受けた時点で契約解除取消料を取戻しませんが、一旦ご了解いただいた後の渡航の場合は、所定の取消料をお支払いいただきます。渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を中止することがあります。

- (3)渡航の延期をおすすめします)「避避を勧告します」旅行を中止いたします。
- 保健衛生について)渡航先の衛生状況については、厚生労働省「感染症発生情報」ホームページ: http://www.forth.go.jp/でご確認ください

- 旅行代金:追加旅行代金)申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加旅行代金は、①入部屋追加代金、②ビジネスクラス追加代金、③延泊による宿泊代金となります。

- 確定日渡航)確定日渡航の便名や宿泊ホテル名、お泊り日・通過乗員が同一でない場合は現地手配代行者との連絡方法などを記載された確定日経表に、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の前日以前にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

- 旅行契約の取消・代金の変更(1)当社は天災地災、戦乱、暴動、運送:宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の旅行計画に異なる運送サービスの提供その他当社の関与をできない事由が生じた場合、および内容の変更が認められること、または変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超越して利用する運送機関の運賃:料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日以前にお知らせします。
- (2)後者で申し込んだお客様が契約を解除したためにお客様が一部部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料をお申し出されるか、一部部屋を利用するお客様から一部部屋追加代金を申し受けます。
- (3)取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)お客様は、下記取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が*ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から31日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- \*ピーク時は12/20~1/7、4/27~5/6、7/20~8/31をいいます。
- (1)当社の責任としない理由、渡航手続き等の事由による取消の場合も表記取消料はいたしません。
- (2)取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
  - ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき、重要な変更とは「旅保保証」の項1~8に定める事項に該当する。
  - ②旅行代金が増額された場合。
  - ③当社が確定日経表を表記の日までに交付しない場合。
  - ④当社の責に帰する事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- 当社による旅行契約の解除次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
  - ①お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき、この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日(ピーク時は43日)以上当日以前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。②旅行代金を期間までに支払いただけないとき ③申込条件の不適合 ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

- 当社の責任)当社は当社または手配代行者がお客さまへ損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社が故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)、また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地災、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

- 特別補償)当社がお客さまが旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償規程により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円~40万円、通院見舞金として通院日数により2万円~10万円、旅行用品にかかる損害補償金(15万円を限度)ただし、一個又は一對についての補償限度は(10万円)を支払います。ただし、日経表において、当社の手配による旅行サービス提供が一切行われ、いかなる旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を提示した旅行案内、「当旅行参加中止はいたしました。」

- 旅程保証)旅行日程に上記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業契約(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に上記に定める額を算した額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金は算定基準となる旅行代金は、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストラン)を含みます。その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金への変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを上回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各条に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- お客様の責任)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者への旨を申し出なければなりません。

- お客様の交替)お客様が承諾した場合、交替に要する実費(下記参照)および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することができません。

- (1)エコノミークラス利用の場合(上位クラスへ変更の場合も適用)または下記( )はごども、北米(ハワイ含む)・中南米・ヨーロッパ(ロシア除く)・アジア・中東...17,500(13,200円)アジア(韓国除く)・ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国...10,000(7,500円)アフリカ...6,000(4,500円)

- (2)ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方向...1,000円(大人1人・ごも共通)
- \*航空会社により上記金額と異なる場合がありますが、その場合は別途説明いたします。

- 海外旅行先について)病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なご実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行加入に関するご契約をなさることをおすすめします。海外旅行先については保員にお問合せください。

- お買い物案内について)お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等の手厚い扱いいたしかねますので、ご購入の際には、商品のご確認およびレシートを受け取りたいことを必ず行ってください。免税店のお買い物がある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元に用意いただき、その手続は、お土産店:空港において手続き方をご確認ください。お客様ご自身の責任で行ってください。フアンシエリ又は国内消費税法により日本へ持ち込みが禁止されている品物をご購入された場合、ご購入には十分ご注意ください。

- 事故等のお申し出について)旅行中に、事故が生じた場合は、直ちに最終日経表でお知らせする連絡先にご連絡ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

- 個人情報(個人情報の取り扱いについて)(1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送:宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、生年月日、国籍、電話番号、パスポート番号をあらかじめ電子の形式で送付することによって提供いたします。

- (2)当社および旅行先にお申込みいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送:宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。

- (3)当社、各々のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただいております。
- (4)当社旅行先にお客さまのお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人データと生産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空会社名に係る個人データ、あらかじめ電子の形式等で送付することによって提供いたします。なお、ご自身の事業者への個人データの提供を希望される場合は、本パンフレット記載の連絡先まで出発前までお知らせください。

- (5)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。
- 募集型企画旅行契約約款について)この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

- この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する、契約書面の一部となります。

- パンフレット作成日 平成30年6月26日 管理番号: 044918061021-K-PPH
- 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。この旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

## お問い合わせ・お申込み

**株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス**  
**トラベルサービスセンター東日本**  
**「第42回米国食品衛生調査団」係 担当: 石渡 隆、金山**  
**〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階**  
**TEL: 03-6730-3220 FAX: 03-6730-3229**  
**営業時間: (月)~(金) 10:00~17:00 ※土・日・祝日 休休み**  
※お取り消し・変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。  
**総合旅行業務取扱管理者: 小室智恵子、安黒香里**  
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行契約に関して担当者からの説明にご不明な点があれは、ご遠慮なく総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

## 旅行企画・実施

**株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス 第1営業支店**  
〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町1-13 住友商事神田和泉ビル14階  
観光庁長官登録旅行業第1944号 JATA正会員 ボンド保証会社 旅行業公正取引協議会会員